

午後1時10分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、14番平田梯子議員の質問を許可します。14番平田梯子議員。

（14番平田梯子君登壇）

○14番（平田梯子君） 皆様、こんにちは。お寒い中、そして師走のお忙しい中にたくさん傍聴をいただきましてありがとうございます。あと、桑野議員も下水道のことで質問なさいますが、先ほどお便所に行きましたら、ここは腰かけ便所がないとおっしゃいました。なるほど私たちは、本当にたくさんの方、それから車椅子の方がおいでになるのに十分な施設の要求もせずにごここまで来ましたことをまずお断りいたします。皆さん市役所の中では1階に設置しているからってということで御案内がありますけれども、各階にやっぱり欲しいものだと思っています。

今、人権週間であります。杷木地区におきまして先週の土曜日に「いのち・愛・人権展」というのを行いました。これはもう19回目になります。最初の第1回目はサンライズで行いましたが、職員の1人が水俣からパネルを40枚近く借りてブースをつくって張ってみんなに提起しました。私はその一角に点字のブースを、点字を習いたてでありましたので、子どもたちと一緒に打ったのを覚えてますが、その後2回目の2年目は、ボランティア団体がたくさん立ち上がってましたからそれを中心に「いのち・愛・人権展」をしました。でもこれはおかしいなということで、3回目からは人権同和委員会のほうに、町に返しまして、その取り組みが行われてずっと今日まで来ております。これは実行委員会を組織しまして、行政の方はもちろんコミュニティ、それから杷木は幼稚園保育所、小中高の先生方の学習会をいたします。保護者も学習会をいたしますので、幼保、小中高それから学童保育が人権をテーマに展示物をしたり、それから発表会をしたりします。保護者の会も歌を歌ったりします。その中で、最初から取り組んでた私のボランティアの仲間が、やっぱり大事ねって。きょうの詩を読んだら小学生の詩があったんですが、水害後のお家の人の取り組み、自分の不安感、それから友達が掃除をしてる、下級生が掃除をしている様子を見たり、先生が12キロも、2000年公園まで上って見えただけ、最後だったから自分たちはかざらを取って先生のゴールテープにしたとか、そういうふうな詩なんかを出しておりました。やっぱり何か心を動かすこういう催し物が大事であるということを確認いたしました。

それから、1人の動きから全部が町挙げてやっているというのは、これは私たち、うれしいことであるし、合併のときにどうしようかっていうことでしましたが再編されまして、今、甘木朝倉の方も参加いただいている状況でございます。

一度、12月の第1週に催しておりますので、朝倉市内でこういう催しがあるということを知っていただいて御参加いただいたらみんな元気が出るかなと思っています。

それでは質問席から、きょうはまちづくりとそれから福祉施策について質問させていた

できます。馬力のある方2人に囲まれて、ちょっと私はトーンの落ちた質問になるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

(14番平田梯子君降壇)

○議長(手嶋源五君) 14番平田梯子議員。

○14番(平田梯子君) 1点目の質問は、朝倉市の未来予想図(高校生の提言)、職員提案制度についてであります。このことに関しましては、皆様御存じのように10月10日杷木支所の旧議場で提言者による説明会、発表会が行われました。実は、朝倉市職員による提案発表会が午前中に行われたことは知らずにいましたので、後で提案を読ませていただきました。

いずれも、昨年に引き続き2回目の催しで、高校生の提言も職員の提案も具体的で、聞いていても読んだだけでも、市民やものの動きがわかる中身の濃いものでした。昨年は、甘木朝倉女性会議でも、第1回目の高校生による提言を聞き、若い人たちの発想に参加者は皆感動をいたしました。しかしながら2年目のことしは、取り組みへの疑問を感じましたのでそのことに関しまして質問をいたします。

1点目はまず、高校生の提言、職員の提言について、それぞれの目的をお尋ねいたします。

○議長(手嶋源五君) 総務部長。

○総務部長(渡邊義明君) 朝倉市の未来予想図(高校生の提言)、そして職員提案制度についての目的でございます。それぞれ述べさせていただきます。

まず、朝倉市の未来予想図(高校生の提言)の目的でございますが、朝倉市の未来予想図(高校生の提言)は、朝倉市の将来、あしたを高校生の視点や感性で捉え、魅力あるまちづくりと具体策を提言していただくための事業でございます。

議員言われますように平成23年度から実施しております、ふるさと朝倉が、市民にとってより暮らしやすい場所になるため、また朝倉市外の住民の方から、暮らしてみたいと思われる地域になるための具体的アイデアを募集しております。朝倉市内の高等学校に通学する高校生及び朝倉市在住の高校生を対象としておりまして、本年度は52組の応募がありました。また議員言われましたように、10月に杷木支所元議場において、朝倉市の未来予想図(高校生の提言)発表会を開催し、書類選考を通過しました6組の高校生に発表をいただきました。この朝倉市の未来予想図(高校生の提言)事業は、将来の朝倉市に役立つ人材を育成することを目的といたしております、社会人となったとき協働のまちづくりの参加意欲が高い市民となっただくことを目的といたしております。また、優秀な提言については、市の政策化について検討をいたしておるところでございます。

次に、職員提案制度でございます。職員提案制度の目的でございますが、同じように平成23年度から実施しております。職員の市政運営への参加意欲及び施策立案能力の向上を図ることを目的といたしまして、市政運営の効率化及び市民福祉の向上に寄与することを

目的といたしております。

本年度は前兆的な取り組みといたしまして、各課単位1職場1提案を目標といたしまして、簡素な事務事業から行政施策に関するものまで、幅広く提案を募集いたしました。結果といたしまして15の課から26件の提案がありました。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 今年度の冒頭の挨拶の中でも、昨年度の高校生の提言をどのように生かしてきたかが語られませんでした。提言を受けてその後、どのようにまちづくりに生かされてきたかお尋ねします。

また、第2期朝倉市行政経営改革プラン平成23年度の取り組み結果報告書によりますと、順調であるという評価があり、7件、昨年度は提案があったこと。それから1件採用されたとありますが職員の提言がどこで生かされたのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 朝倉市の未来予想図（高校生の提言）でございます。提言をどのようにまちづくりに生かしてきたかということでございますが、平成23年度の高校生提言事業におきましては、若い女性層をターゲットといたしまして観光戦略が必要とのアイデアが後押しになりました。今年度、福岡女学院大学との官学連携協力を行いまして、女子大学生と女子高校生による観光マップ作成事業が生まれました。

そして、職員提案制度の関係でございます。まちづくりに生かしてきたかということでございますが、この職員提案制度については、職員の市政運営の参加意欲や施策立案能力の向上を図る人材育成であるとしながらも、優秀な提案については市長の採用決定によりまして、まちづくりに限らず提案の実現に向けて検討していくものであると考えております。

実例といたしましては、昨年度平成23年度の提案で、奨励賞を受賞いたしましたセキュリティーポリシー研修について、今年度役職者研修の中で情報セキュリティーポリシー研修として実施いたしております。また本年度についても、優秀な提案で実現可能なものについては順次検討したいと考えております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 高校生があれだけ朝倉市を見詰めて調査して考えたこと、その提言を受けて引き続き育てるということはどういうことかということを感じました。そういう意味からすれば、私は、生かされた観光戦略に対して、こういうことをやっていますという事後報告が高校のほうへなされたんでしょうか。募集されたときになされたのかどうか。あるいはあの会場で紙上報告とか口頭での報告が、私はされた記憶がちょっとありませんが、すべきではないかと思っております。

それから、市民が若者から学ぶ、若者をまちで育てることが目的の一つであり、まちづくりのアイデアを聞き、若者の意見を取り入れたまちづくりをすることも目的であると思

ってこの取り組みをしっかりと受けとめて、高校生や職員や住民に返していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） まず、事実関係から御説明しますと、実際に政策化したものにつきましては、市長が挨拶の中でも直接述べておりますし、また、学校のほうとはそのときだけに限らず複数回にわたってさまざまな場面で直接校長先生方と、お一人お一人とお話をしておると。実際には高校の側からも、逆に私のほうにいろんな政策形成のための話をしてほしいというようなこともありまして、相互に交流するような形でいろんなものを進めているという状況です。

事実関係はそういうことなんですけれども、もう一つ、目的と政策化みたいな話について申し上げますと、もともと高校生の提言というのは、もっとこう何ていいですか、だんだん小さくなってきてるような気がしてまして、逆にもっと幅の広い、最初からこういうものは実現できるんだこういうものはできないんだということではなくて、もっと思い切ったものを出してほしいというのがあります。むしろ反省点としてはそちらのほうがありまして、選考委員の民間の皆さんからも、最初の第一次選考のときにどうしても職員が見ますから、固くなりすぎてるんじゃないかと。だから一次選考でもっと思い切った大胆なものを拾い上げてそれを発表の場で発表してほしいと。だから、実現不可能なものがあったとしても、その中にいろんな発想のヒントはあるわけですから、それはそれでいいじゃないかというような話もありまして、そういった意味からどういった形で今後進めていこうかというのを考えているような状況です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） その副市長のお言葉を聞いて安心したのですが、実は、講評のときに、いろんな案が出たんだけどお金が伴ってなかなかできないということを講評のときにおっしゃいましたので、後にこれはつなげないのではないかなということを私は市民としてどきりとしました。その件に関して、はい、副市長が講評なさったときです。で、やっぱりこれは不可能っていうのは私ども大人は聞いてもわかるところもあるんですが、これはどうかな、財政が伴うことはまずは提言の中の講評ではという思いがしたものですから、この件に関して質問を起こしたわけです。そのときの講評の思いはいかがであったのでしょうか、副市長。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 講評の場で実際に平田議員がその場にいらっしゃって、そのような印象を受けたというようなことであれば、お一人の市民の方あるいは市民の代表である平田議員の印象だということで率直に受けとめますけれども、私自身、講評したときに、財政面から一つ一つのをいいとか悪いとかそういった判断をするようなつもりもございませんでしたし、もともと今言いましたように高校生の提言っていうのは、財政効

率だけでその場でよしあしを決めるような物事ではないので、そういった趣旨で申し上げたつもりはなかったんですけども、自分がそのようなことを申し上げたつもりはないと言いましても、そのような認識を持たれたっていうことですのでそこは若干すれ違いますが、誤解があるようでしたら今後誤解のないような講評により努めたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） よろしく願いいたします。ぜひ私は伸ばしていただきたいと思うんですが。では3年目、来年も行われるのかどうか。ことしの提言を受けての今後の方針、それから来年度の提言に向けての方針をお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 来年度の方針でございますが、まず朝倉市の未来予想図（高校生の提言）についても、24年度も同様に行いたいと考えております。ただ、23年度についても提案内容を現在精査中でありますので、そういったところも考えて実現に向けて今後検討していきたいと考えております。

それから職員提案の関係についても、今後についても同様に一部活用を促しながら、あわせて表彰とか講評とかそういったものも考えております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 今年度も高校生の中で朝倉市民大学構想を、私は、若者は外に出ていきたいなというふうに思っていて、ここに高等教育つくったらというときも疑問を感じてたんですが、実は高校生自身のほうがこの地で学びたい、遠くへ行くお金もないのでこの地で学んでここで生活したいというような感想を持ちながら市民大学構想を提案いたしました。ああいいなと思いました。

それから職員の方の提案の中で、支所を利用した子育て支援に関する提案などいい提言があったんですが、この提言をこの指とまれ方式などで研究するグループ、あるいは提言を膨らませたり削除したり細かくしたりしながら、何らかの形で実現を1つ、2つはぜひ今年度の分もやっていただきたいのですが、そのような思いがとおりでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埴本 潔君） 趣旨目的からしますと、必ずしもそれを一つ一つつくり上げること自体が目的かというところにはありますけれども、実際に出てきたものにつきましては、ある意味当然のこととして、一つ一つ具体性があるのかどうかというチェックはやってます。政策担当部署とあるいは財政担当部署と私とを含めまして一つ一つ点検をして、その中で具体性を持っているものにつきましてはその方向で進めていくということで1つ2つ考えているところはございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 形は変えても小さくなくても大きくなっても、ぜひ実現されたものは市民に公表していただきたいし、高校生、若者たちも元気を与える意味で公表をお願い

いしたいと思っております。

それでは2番目の質問に移ります。

福祉施策について4点ほど質問をいたしておりますが、きのう私は寒くなりまして、近くのひとり暮らしの男性の人に、食事してるのかなと思って、姿を見ないから2回ほどお電話しましたが留守電でございました。民生委員にも連絡しましたがちょっと連絡が付きませんでした。しかし男性の家に、私がおひとり暮らしのところに行くこともできないし、逆を言えば男性の民生委員でも男性の方はおひとり暮らしの女性のところに行くことはおもんばかれるかと思えます。そのような対策として、市では、要援護者見守り支援ネットワークを昨年度23年6月議会で質問いたしまして、その記録はもう既にお読みいただいていると思いますが、回答には今年の7月27日に朝倉市要援護者見守り支援ネットワーク協議会の設立会議を開催するという、構成メンバーが書いてありました。そして地域のネットワークをきちんと組織し、相互に連携をしながらより細かな見守り組織を実現していくと考えている。住民の役割については、災害時に迅速に安否確認や避難誘導が行えるよう対象者を把握しておく必要がある。そのために要援護者見守り台帳の整備を進める。そこで、各地域の住民の皆様には、この趣旨を御理解いただいて台帳作成に御協力いただく。そしてあくまでも住民主導行政支援方式でと考えていると述べられました。

で、1年以上たちましたが、私たち住民にはその動きが届きません。そのような状況でございます。どこまで進んでいるのかお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） 今年の6月に平田議員のほうから御質問がありました回答については、今、議員のほうがおっしゃいましたように、見守りネットワークを構築するための取り組みとして要援護者台帳の整備、その見守り支援システムの整備、それとネットワーク協議会の立ち上げをっていう回答をいたしております。その後、どのような取り組みをしてみたいかと申しますと、要援護者見守り支援ネットワーク協議会については、これについては議員も御承知のように、高齢者や障害者等が住みなれた地域で安心して自立した生活ができるよう関係機関、関係団体が、また地域が互いに連携して支え合い、助け合うネットワークづくりの取り組みの第一歩として考えておまして、この協議会23年の7月に立ち上げまして、これまでに先進地視察も含めまして3回開催いたしました。また、要援護者の見守り台帳、それとその情報のシステム化については、これについても23年度中にネットワーク体制を補完するものとして構築をいたしております。この見守り台帳、それとシステムの登録につきましては75歳以上のひとり暮らしの高齢者、それと高齢者のみの世帯、それと介護保険の要支援要介護の認定を受けてある在宅の高齢者の方、それと障害者手帳をお持ちの方、身体障害者手帳、療育手帳、それと精神障害者手帳をお持ちの方で重度の方について、台帳の登録の案内文書を郵送いたしまして返送してきていただいた分と、それと市内4カ所に在宅介護支援センターがございますが、市の

ほうで委託してます高齢者把握実態調査、これの調査用も含めまして約5,000件の情報を入力いたしております。今のところは以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 私が質問をいたしましたのは、その台帳づくりを私はもうそれは前から行われていると思っていました。そしてその台帳は、個人情報保護条例のもとに民生委員にも住民にも知らされません。今度あった事故のような場合には、地域包括支援センターの方と在介の方が来てお世話をしてくださいますけど、民生委員と連絡をつくりながらしてくださいですけど、私がきのう行ったように、近くの方でやっぱりおひとり暮らしで身寄りのなくて、本当に安否を気遣うようなことがしばしば起こったときに動いてくれる人、あるいは助けを求める人。きょう御飯食べてないから持ってきてとか、寒いから電気が切れたからどうかして、私は連絡どこにしたらいいとか、そういう連絡をする人が、さっきの回答にありましたように住民主導型だろうと思うんですね。それが構築されるということで私はこの協議会が立ち上がったと思ってます。それを要求したつもりです。その協議会の後の動きが見えないし、コミュニティにもそれをネットワークづくりをやってくれという話もないのですが、これはもう終わったんですか。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） 前置きがなくて申しわけありませんでした。

ネットワーク協議会が3回開催いたしましたって先ほど申しましたが、今年度に入ってまだ開催をしてない状況でございます。要援護者の台帳あるいはシステムの整備ができて、じゃあそれをどう地域の体制、見守りに生かしていけばいいかという検討をいたしておりました。地域で見守り、この台帳のシステム情報をどう生かしていただけるかというのを今考えておりましたんですが、議員おっしゃるように、御近所の方の見守りが一番大事と思うんですが、実際今、御近所の方の声かけとかそういうのもございますし、地区社協を中心にした愛のネットワーク事業とか、高齢者の方、老人クラブの愛のひと声運動、あるいは民生委員さんの見守り活動等がそれぞれ地域の実情に応じた見守り活動が行われております。それはもちろん議員も御承知かと思うんですが、これらの活動がそれぞれ点になっているのを線につなぐことがこのネットワークの目的でもあるんですが、なかなか地域でそれを進めていっていいものが物をつくったり、例えば建物を建てたり、道をつくったり、そういう目に見えるハード面ではなくて、平田議員も前回の質問でおっしゃいましたように、人と人をつなぐ組織をつくっていくものであるということをおっしゃいますように、要援護者の方を地域で支え、見守るための人と人のつながりと思います。近年、朝倉地域ではまだそんなではないのかもしれませんが、大変薄くなった地域でのつながりを取り戻すことだと思います。時間をかけてでもこれはつくっていかねばならないと思ってますので、今、市全体で取り組んでいるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） それでは、協議会に参加した人からちょっと話も伺ったんですが、この協議会はもう終了したのではなくって継続しながら事業を行っていくということですね。それがもう一点と、私はやっぱり、行政は台帳を持っていらしても、原鶴で今度亡くなられた方もありましたが、まず見つけるのは近くの人ですね。そして行政に連絡するという。台帳を持たれてもどうしようもない。やっぱり地域の人であろうと思うんですね。だからそのことを私は説得、なかなか地域に入りにくいことがネックであろうと私は想像するのですが、そこをやっぱり押していく説明していく、わかりやすくしていく。そうすればどこかの地域から立ち上がっていくと思うんですね。あるコミュニティの行政区1つだけでもいいと思うんです。そこが機能しながら広げていく努力が必要であろうと思っておりますが、協議会の今後のことについてもう少し御説明願います。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） これからをどうするかっていうことでございますが、その前に協議会で開催しまして、今回の見守り支援システムの台帳の整備もですし、それぞれの協議会に参加した団体の見守り活動の情報交換なり、大変見守り支援システムを進めていく上では、この協議会っていうのは大変重要と考えております。現在、今まで24年度になって開催しておりませんが、この協議会については重要と考えておりますので、近いうちに開催をしなければならないというふうに考えております。

○14番（平田梯子君） 議長、14番。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） もう一つ。

○議長（手嶋源五君） まだありますか。課長どうぞ。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） いや、いいです。どうぞ。

○議長（手嶋源五君） いいですか。14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） ぜひコミュニティ推進室、縦割りじゃなくってコミュニティ推進室とも連絡を取りながら、人とのつながりを、本当にきついことであるかもしれませんが、1年かけても2年かけても3年かけてもやっていっていただきたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） 濟いませぬ。先ほどちょっと御説明しようかと思つてたんですが、今、24年度の取り組みとしてですね、消防防災課が所管ではございますが、自主防災組織の充実あるいは災害時要援護者避難者支援計画の策定に関連いたしまして、県の補助事業を受けまして地域の助け合い体制を具体化すること。つまり地域内の見守り連絡体制の整備とか災害時要援護者を避難する体制をつくること。在宅の高齢要援護者に対しまして情報伝達の手段や、誰が誰をどのような手段でどこの避難所等に安全に移動させるかなど、その手法を地域の方と一緒に考えて習得することを目的にいたしまして、本年度モデル地区を、蜷城地区でございますが1地区指定しまして、そこで行政のほうも地域に入りまして、地域の方とワークショップを通じまして地域の体制づくりに取り組み

かけているところがございます。これを市内全域に広げていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ぜひ連携を取っていただいて、またできましたら情報を各コミュニティにも回していただきたいと思っております。

それでは2番目。次の質問に移ります。

朝倉市における障害児、障害者の相談システムについて、この件に関しましては、最近、出合ったことが2件あります。1件は、小学校の通級学級に通ってたんだけど中学校の通級学級はないから、中学校になって自分の子どもが発達障害児であるということを言えないでいると。言えば差別を受けるかもしれないというお母さんが声を震わせてお話になりました。しかし将来にわたって仕事につくときにはどうするだろうかということまで心配してありました。それから学校現場での話で、不登校の子がいるんだけどこれはお母さんの問題でもあると。家族ぐるみの問題であると。でもそれを先生が処理するにはどこに相談していったいいかわからないということで、もう一回、この相談システムについて整理をさせていただきたいと思います。

第3期の朝倉市障害福祉計画の中に地域生活支援事業の必須事業として相談支援事業があります。日常相談支援はどこで行われているのか。そしてどんな相談が寄せられそれに十分答えられているのか。また困ったことやわからないこと、自立への相談を必要としている住民に十分周知されているのか。あそこに相談に行けばいいよということがわかっているかどうか。その件についてお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 福祉事務所所長。

○福祉事務所所長（藤本彰道君） 日常相談支援はどこで行われているか。どんな相談が寄せられているか等々でございます。障害者、障害児、その保護者の方々からのさまざまな相談に応じるために、地域生活支援事業によりまして地域活動支援センターあさくらを設置いたしております。これは甘木病院ですね、そちらのほうに業務委託している分でございますが、この地域活動支援センターの13年度の延べ相談件数を見ますと877件ほどございます。これは朝倉市、筑前町、東峰村、その他からの相談の件数ということでございますが、その相談方法といたしましては、やはり電話での相談が533件、全体の60.8%ということで最も多ございます。次に、来所されての相談が285件と32.5%というふうになっているところでございます。

どんな相談を寄せられているかということでございますけれども、これは朝倉市民の方々の相談内容ですけども、これも平成23年度を見ますと延べ相談件数が695件ほどございます。そのうち内容といたしまして、不安の解消、情緒安定に関する相談が544件、78.3%で一番多ございます。続いて就労64件、9.2%、家族関係人間関係の調整、それから健康、医療、福祉サービスの利用等、それから社会参加、余暇活動というふうな順

で相談内容がございます。

障害者の方々からの相談に十分に応えられているのかということでございますけれどもこういった相談を受けてどういったような対応、支援内容はということで、これも見てみますと、ほとんどの内容が相談電話なり、お見えになって相談をされたときに、十分お話を聞く、傾聴するという対応が一番多ございます。これは例えば、不安の解消とか情緒安定、そういったことに関する相談が多いということもございまして、相談者の方からお話を伺うというふうな対応になっているかと思えます。相談される方も話をされることによりまして、行って気持ちが落ち着かれているのではないかというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 私も伺いました。専門の精神保健士の方が、専門家がいらっしゃるんですね。非常にいいと思いますが、行くたびに思うんですが、ちょっと不便で見えにくい、場所がわかりにくいし、バスが通ってないしということも私は少しはネックになって、もっと相談したい人があそこに相談したらいいということがわからない人もいるのではないかな。この改善もお願いしたいと思いますが、先日、障害のある人の自立生活と権利擁護をテーマにしたフォーラムに参加しました。精神疾患の人も病気を受け入れながら薬を服用するなどして治療をしながら、また病状の程度に応じた周りの支援を受けながら就労している、仕事についている報告を当事者から受けました。適切な支援があれば精神疾患の人も就労が十分可能であると思っています。朝倉市の障害者の就労相談、そういう就労相談支援はどのように行われていますか。実態と今後の方針についてお尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（藤本彰道君） 障害者の方の就労支援相談ということでございますけれども、障害者の方の就労支援相談につきまして、福祉事務所では障害者自立支援法に基づきます就労移行支援事業により一定企業等への就労を希望される障害者の方がいらっしゃいますと、一定期間、就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を支援しているところでございます。また一般企業への就業が困難な方につきましては、就労継続支援事業によりまして、同じように就労機会の提供や生産活動、その他の活動機会の提供を通じまして、知識の向上、能力の向上のための必要な訓練等を実施しております。平成23年度のこういった施設事業での利用の状況につきましては、就労移行支援事業が延べ人数で107名の方、同じく雇用型の就労継続支援、これ、A型でございますがこちらが47名。被雇用型のB型につきましては704名の方がこういった施設を利用して訓練等を行っていたところでございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 今から就労する人たちに対して、この情報をどのように届けていったらいいのか、今後のあり方についてはどういう課題があるかということを担当として

お考えになっているかお尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（藤本彰道君） 今後でございますけども、いろんな相談等々もございます。当然、福祉事務所のほうにもいろんな就業なり相談も来ておりますし、その都度そういったところにつなぐような形をしております。広くですね。

内容につきましてもパンフレットとかしおりと言いましょうか、そういったものを相談に見えられた方には配付なりしまして、そういった事業の説明なりを行っております。今後ともそういったことで事業内容の詳細な説明等も行っていきたいと考えております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 相談に行くまでが問題であると思うんですね。ここに相談したらいい。その安心感を与えるような施策をぜひ取っていただきたいと思っています。

最後に、この地域活動支援センターあさくらとそれから相談事業は社会福祉協議会も行っていると思います。福祉事務所、その3者の連携について十分に連携されてるかどうかお話しりたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（三宅 明君） 社会福祉協議会との連携ということでのお尋ねかというふうに思います。

社会福祉協議会につきましては、御承知のように、社会福祉法に基づく独立した法人ということで、運営の中身につきましては、基本的には社会福祉協議会のほうでいろいろ検討されているような取り組みがなされているというふうに考えております。

障害者に関します部分につきましては、具体的なものでいいますと、例えば障害者に対するサービスの事業所としての位置づけが一つございます。それから一般的な社会福祉協議会としてのどういう取り組みをしていくかというその部分はあるかというふうに思いますけども、先ほど言いましたように、基本的にはそれで社協の考え方の中でやっておられるということでございますので、それはそれで尊重をしていかなければならないというふうには考えますけれども、協力できるものも当然一つの目的といたしますか、社会福祉という大きな目的があるわけでございますので、協力できる分は当然協力、あるいは連携をしていかなければならないというふうに考えています。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 社会福祉協議会との最後の質問のところに触れましたが、いわゆる障害者の相談はオフトークで流しておりますが月に1回ありますとか、ここでも相談してあるわけですね。あさくらにも言ってあるわけです。この福祉事務所にも来てあるわけです。私が1人の相談者であれば、どこにでも行って、やっぱり情報を共有してほしいわけですね。それが縦割りであれば何にも効果が上がらないんじゃないかな。同じ方向付で指導してあるかどうか分からない。それでまた路頭に迷ってもう相談には行かないで、

やっぱり私は家にこもっておくということになるかもしれない。そのあたりのケーススタディーをしっかりとしてほしいと思っております。この問題についてはもう深めませんが、しっかりとそのあたりを、お互いの垣根を超えてやっていただきたいなと思っております。

次は、権利擁護支援センターについてであります。このことは9月の議会で通告をいたしておりましたが、私の時間配分が悪くてできませんでしたので、今回質問させていただきます。

この質問を出しましたときに、実は私の近くでおひとりで亡くなられた方がいらっやって、御存じのように2日ほどたってましたけれども、ずっと私は平成17年からいきいきサロン立ち上げたときからずっとおいでになってた方でした。普段、息が苦しいから酸素を吸ったり、それでもおひとり暮らしでありました。

その日も多分お風呂に行かれて、パジャマを着て休まれたのかなと思うような御様子でしたが、後で聞きましたら、成年後見人を立ててらっしゃったし、それから御自分の御遺体も白菊会に登録されて久留米医大の方が迎えに見えられてました。私はこの生き方にすごいなと思いました。普段心臓が悪くて、85歳でした。お出かけをしても時々立ち止まって息を自分で整えながら、それでも病気のことを悔やまずににぎやかに明るく食事会をしたりしてありました。そして身の処置までしてありました。これは社協が行ってるデイサービスに参加して勉強したり、あるいはいきいきサロンで勉強したり、情報交換があったから、自分の最後までを自分で責任を持って生き方を決められたのであろうと思っております。自分の生きる権利をその人らしく生きたんだと思います。

そういう、私は、生き方がこれから求められるんだと思っております。自分らしく住みなれた地域で暮らし続けることは、私たちの本当の願いです。特に病気になったときなどはそう思います。しかし社会状況の変化やあるいは高齢化が進んで、高齢者や障害のある方が自分らしく暮らし続けることが難しい状況にもなっています。また、財産、お金の管理に関するトラブルも発生しておりますし、介護される中で虐待が起きていることもあります。その方が本来持っている権利や使えるはずの制度がうまく活用できていない状況もあります。権利擁護支援センターは、そのようなときに市民の方々がこれからも安心して地域で暮らし続けられるよう、関係機関とネットワークを生かしながらともに支援していくところだと思っております。わかりやすくいえば、高齢者の地域包括支援センターのようなところで、全ての相談を受けながら関係機関とつないでいて、その方と話し合いながら納得のいく生き方を選んでいくセンターだと思っております。

権利擁護支援センターは、これは必須条件といわれる後見人のことも法律のほうで、この間、法律ができて、平成24年3月27日に厚生労働省の老健局高齢者支援課の、認知症虐待防止対策推進室から市民後見人の育成及び活用に向けた取り組みについて通知がなされ、後見等にかかわる体制の整備を行うことが市町村の努力義務となり、朝倉市も平成24年度予算の中で新規事業として挙げられています。これに書いてあるところによります

と、市民後見人育成事業50万円、市民後見人の組織体制構築、活動支援、研修等とあります。このことについて、この取り組みについての進捗状況をお尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） 濟いませぬ、余談で申しわけありません。

先ほど杷木で亡くなられた方について、私のほう、包括支援センターと地域、地元の介護支援センターとともに取り組んだ事例で、私もその方の後の対応について大変感銘を受けました。私もそうありがたいというふうに思っております。濟いませぬ、余談で申しわけありません。ちょっとかかわらせていただいたのでちょっとお話いたしました。

市民後見人については、議員おっしゃるように老人福祉法の改正が24年の4月にありまして、市町村のほうで体制を整えなければならないということとなっております。24年度に、私どものほうで取り組みますが、最初、市民後見人の養成を、講座等も考えましたが、今の時点で、市民後見人の前というか、成年後見の制度についてもまだまだ市民の方に周知を図られておりませんので、それはちょっと次年度以降のことで考えておきまして、現年度、ことしはまず成年後見も含めましたところの権利擁護に関する市民向けの講演会を来年2月に予定しているところでございます。あと、包括支援センターのほうでも成年後見についても、困難事例等で対応いたしております。23年度についての成年後見の活用が10件ほどございました。24年度はちょっとまだ私が集計しておりませんので、はい。以上でございます、取り組み状況は。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） ぜひ、市民後見人がふえるということは、みんなが安心してその制度を利用できる社会になって、安心して。やっぱり家族があっても親子で財産の管理に関するトラブルがあったりしますし、そこをうまくそこで調整したりしながら、安心して老後が送れるとか、ひとり暮らしでもできるとかというようなシステムもありますし、障害を持たれた方が、あるいは家族の方が、本当にこの人らしく最後まで生きるために何を保障されて何の権利を利用して、この人の生きることを保障するのかっていうことで、大事なシステムだと思っておりますので、ぜひ後見人制度も市民に啓発のほどお願いしたいし、その育成も早急に行っていただきたいと思っておりますが、関連します権利擁護支援センターですが、先ほどからるる申し上げてますように、子どもの問題は家族の問題であるし、高齢者の問題は、あるいは親兄弟、近所の問題でもある。1人の問題としては解決できない。そういうところで総合的に権利擁護支援センター、このことに関しましてはもう私が詳しく申し上げなくてもおわかりと思いますが、まあ法律もできましたので、市町村ではもう既に立ち上がりながら、それが機能しているところが全国たくさんあります。でもこれが必要なところだけかかっていうと、同じような事例は私たちの町にもあります。この件に関しましての市の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（三宅 明君） 権利擁護、いわゆる支援センターというお話かというふうに思います。

市のほうで今取り組んでおりますのは、先ほどもお話ございましたけれども、いわゆる高齢者につきましては、地域包括支援センターが高齢者にかかわるよろず相談の窓口ということで第一次的に受け皿になっております。その中で相談内容によりましては権利擁護にかかわる分、いわゆる成年後見にかかわる分も当然対応をさせていただいております。

それから障害者にかかわります部分につきましては、先ほども御質問にございました、一応相談窓口を設けておりますけれども、市の福祉事務所にも直接相談においでになる方もございます。障害者に関します部分につきましても、成年後見の主張申し立て云々は、高齢者にかかわりますものと同じように対応をさせていただいている状況でございます。これを統一的にですね、センターを設けて統一的によろず相談、全てのものを受け入れたら一つの好ましい姿ではあろうというふうに思いますけれども、現在のところはそれぞれの組織の中でそれぞれの業務の中で役割を担っているという状況でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） ありがとうございます。けれども、先ほどの社協のあり方について、福祉の考え方がそれぞれ違うのであれば、本当は1人の人間に関して福祉事務所の関係であったり、老人福祉の関係であったり、あるいは社協の関係で福祉サービスの、もうちょっと自由な福祉サービスの関係であったりしながら、その人一人を見ていかなくてはいけない状況の中に現在はあると私は思っています。その中で、別々に住民があちこち行かれ、何もわからない住民がどこに行ったらいいかわからなくて結局最終的には行政に迷惑をかけた終末になるとか、そのような関係があると思ってます。その前に、私はその人はその人らしく生きていくために、情報を送ったり、心の安心を与えられるようなシステムの利用をしていくことが必要であろうと思っています。

先ほど、個人情報保護条例のことを申し上げましたが、台帳は個人情報保護のために私たちには知らされませんが、実は市役所に相談に行きますと、私の情報は全職員、そこらあたりの職員にはわかるわけですね。そちらからは知らせられないけど何人かがわかる。何かおかしいと私は思うんですね。住民はそんな気持ちなんです。行政に、市役所に相談に行くっていうことは、非常に勇気が要ります。こんな相談していいのからまず始まります。それからどこに行ったらいいのか、もう自分で我慢しておくべきなのか、でも困ってる、どうしようか。それで寝付かれないこともいっぱいあります。そんな住民がいっぱいいます。そういうことを、大手を広げてここに来たら一応相談は受けます。そして各課につないでいく。そういう、私は時代が来ていると思っています。そのほうがまた行政では効率的であろうと思っています。

権利擁護支援センターというのがどのように捉えられているのか。私は、必要であるというふうに感じておりますが、さらにお尋ねしますが、今の状況で、それでは困った状態

の人は出ていないのでしょうか。どんなのでしょうか。現状把握について再度お尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（三宅 明君） 今の状態で困っている人が出ていないのかという御質問にはちょっとなかなか私たちも答えにくい、把握できない部分があるかというふうに思います。

確かに、一つの窓口で受付をして、いわゆる総合窓口的に権利擁護支援センターをつくるというのも一つのいい方法だろうというふうには思いますけれども、例えば、いわゆる高齢者にかかわりますサービスにつきましても介護保険制度であったり、それ以外のサービスであったりいろんなサービスがございます。それぞれにそういう提供母体といいますか、サービス提供の基盤であったりいろんなものがございます。それから障害者につきましても障害者自立支援法に基づきますいろんなサービスがございますので、それぞれに一定の地域なりは必要になってくるわけでございますので、これをトータル的に一つの場所で全てのを習得し、または皆様方の御相談に総合的にお答えしていくというのはなかなか厳しい面があるかというふうに思います。

実際に、例えば包括支援センターのほうに相談があつて、あるいはあつた場合に、高齢者だけにかかわらず、例えば御家族の問題も含めて障害者の関係もあるよとかいう話になりますと、当然、その部署とそれから福祉事務所と連携を取りまして対応をする。あるいは情報交換するということは当然やってしかるべきでございますし、今もそういうことはやっておりますので、今の体制の中で、精いっぱいお答えをしていきたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 精いっぱい対応はわかりますが、今の回答は行政側から見られた対応の仕方であつて、住民が支援を求めたいときにまず窓口から、その窓口で振っていただくというようなことをしていただくのが支援センターだと私は理解しておりますので、また今後、勉強を続けていきたいと思っておりますし、またお話をさせていただきたいと思つてます。

最後の質問ですが、市と社会福祉協議会についてでございます。

この要介護支援者見守り支援ネットワークの件に関しましても、今質問いたしました権利擁護支援センターにしましても、消防防災課がかかわってますネットワークづくりに関しましても、それからこの間、災害があつたときのボランティアの件に関しましても、この防災計画の中の災害ボランティアの受け入れ、支援計画の中に社会福祉協議会が中心となつてというのがあります。そこで今の市と朝倉市社会福祉協議会の連携についてお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（三宅 明君） 先ほどもちょっとお答えした部分が、重複するかと思ひ

ますけど、基本的には社会福祉法人ということで別の団体でございますので、それぞれその社会福祉法人のいわゆる執行機関なり議決機関なりがございますわけで、そういう形で運営をされております。

例えば、社会福祉協議会に期待される一番のものは、やっぱり地域福祉に関する部分であろうというふうに思いますので、そういう部分については、活動計画を具現化していただくというふうなことで今、取り組んでいただいております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ということは、社会福祉に対する理念がそれぞれ違うので取り組みが違う。連携されないということですか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（三宅 明君） 連携ができないということではないというふうに思っております。目的とするところはそれぞれあるかと思っておりますけど、いわゆる市民に対する福祉の向上ということが一番の命題でございますので、その点に関しましては連携すべきものは連携していかなければならないというふうに考えます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 私も目的は同じであって事業内容が少し変わってくるんじゃないかと思っております。

そのあたりの十分な、介護保険制度にしてもどうやってやっている。私は、行政は一応計画なんかもあって、委託事業なども社会福祉協議会がやっておりますので、社会福祉に対する理念は同じであろうと思っております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午後2時10分休憩

---